

令和 8 年第 5 回中津川市議会（定例会）提出予定議案

令和 8 年第 5 回中津川市議会（定例会）に、条例 7 件、人事 3 件、その他 19 件、補正予算 5 件、合計 34 件の議案を提出します。

（条 例）

1、中津川市印鑑条例の一部改正について

コンビニ交付サービスの開始に伴う多機能端末機での印鑑登録証明書の交付及び出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、改正する。

- ・ コンビニ交付サービスの導入に伴い、印鑑登録証明書の交付方法に多機能端末機を追加する。
- ・ 在留外国人の利便性向上及び行政運営効率化を図るため、出入国管理及び難民認定法等の一部が改正され、カードの機能が付与された特定在留カード及び特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）の運用が開始された。
- ・ 改正の内容
 - ①多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請に関する条文を追加する。
 - ②印鑑登録証明書の交付申請の際に印鑑登録証の代わりに添えるものとして、個人番号カードの他に「特定在留カード等」を追加する。
- ・ 施行期日 ①別に規則で定める日
②公布の日

2、中津川市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、改正する。

- ・ 地方自治法施行規則の一部改正により、当該条例に条ずれが生じたため、改正する。
- ・ 施行期日 令和 8 年 10 月 1 日

3、中津川市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、改正する。

- ・ 地方税法等の改正により中津川市税条例を改正する。
- ・ 改正の内容
 - ① 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出範囲の見直し
提出義務者の範囲を拡大する。
 - ② 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の見直し
スイッチOTC医薬品に係る特例の適用期限の撤廃及びそれ以外の医薬品に係る特例の適用期限を5年延長する。
 - ③ 固定資産税の免税点の引き上げ
家屋に係る免税点を30万円（現行：20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（現行：150万円）にそれぞれ引き上げる。
 - ④ 特定暗号資産取引に対する分離課税の導入
課税方式を現行の総合課税から分離課税に変更する。
 - ⑤ 優良住宅地造成等のために土地を譲渡した場合の特例の見直し
譲渡した土地が地すべり防止区域等内に存する場合には、長期譲渡所得に係る課税の特例の適用外とする。
- ・ 施行期日
 - ①及び② 令和9年1月1日
 - ③ 令和9年4月1日
 - ④ 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
 - ⑤ 令和10年1月1日

4、中津川市手数料条例の一部改正について

多機能端末機による証明書の交付手数料に係る規定を定めるため、改正する。

- ・ 市役所等の窓口混雑緩和と市民サービスの向上を目的としてコンビニエンスストア等での多機能端末機による証明書交付サービスを開始する。
- ・ 多機能端末機による証明書交付手数料と従来の窓口交付手数料に差を設けることでコンビニエンスストア等での多機能端末機の利用を促進する。
- ・ 改正の内容
 - ① 徴収特例の適用除外に関する規定の追加
 - ② 附則に、多機能端末機を利用して証明書を交付する場合は、手数料を別表の金額から100円減額する規定を追加

証明書の名称	窓口交付の金額	多機能端末機で交付する金額
戸籍謄（抄）本	450円	350円
住民票の写し等	300円	200円
戸籍の附票の写し	300円	200円
印鑑登録証明書	300円	200円
税証明（所得・所得課税）	300円	200円

- ・ 施行期日 別に規則で定める日

5、中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

持続可能な地域医療の提供のための手数料見直しに伴い、改正する。

- ・当該条例で定める文書の手数料は、東濃圏域及び県内同規模病院と比較して安く、また昨今の物価高及び人件費の高騰により、各文書の作成にかかる経費が現行価格を超えている。

- ・改正の内容

別表（第3条関係）記載の手数料を、次のとおり改める。

種別	改正後	改正前
普通診断書及び各種証明書	2, 7 5 0 円	1, 0 4 8 円
出生証明書及び死亡（死産）診断書	4, 4 0 0 円	2, 0 9 5 円
出産手当証明書及び分娩費証明書	2, 7 5 0 円	1, 0 4 8 円
死体検案書	5, 5 0 0 円	3, 1 4 3 円

- ・施行期日 令和9年1月1日

6、中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について 【初日議決】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、改正する。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、当該条例に項ずれが生じたため、改正する。

- ・施行期日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

7、中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例及び中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部改正について

地域優良賃貸住宅及び若者定住促進住宅の入居期間の見直しにより、入居率向上を図るため、改正する。

- ・昨今の急激な物価、建設費の高騰により、定住のための物件探しや資金調達に時間を要しており、現行の入居期間が入居希望者の障壁となっている。
- ・入居期間を見直すことで、住宅選定及び資金調達等に係る時間を確保し、入居率向上を図る。

- ・改正の内容

入居期間を5年（特に理由がある時は2年の延長が可能）から7年に改正する。

- ・施行期日

令和8年10月1日

(人 事)

1、中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

選任予定者	氏名	すずき 鈴木	とみゆき 富之	(再任)
-------	----	-----------	------------	------

2～3、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦予定者	氏名	よしむら 吉村	しげよし 重良	(新任)	はら 原	ゆみこ 由美子	(新任)
-------	----	------------	------------	------	---------	------------	------

(その他)

1～4、事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

中津川市と多治見市、土岐市、瑞浪市及び恵那市との4市間で相互に証明書の広域交付を行うための事務の委託に関する規約を廃止することについて、議会の議決を求める。

- ・証明書の交付にかかる事務の委託（相互発行）を、平成26年4月から東濃5市で開始し、戸籍証明書等の広域交付を実施してきた。
- ・その後、戸籍法の改正により本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書の取得が可能となったことや、中津川市がコンビニ交付サービスを開始することで、東濃5市すべてで同一サービスが利用可能となるなど状況が変化している。
- ・これに伴い、広域交付の需要減少が見込まれ、広域交付に関するシステム保守の継続が困難となるため、東濃5市で協議し、中津川市と多治見市、土岐市、瑞浪市及び恵那市の4市間で締結している事務委託に関する規約を廃止する。

(広域交付件数)

交付場所	R7 年度	R6 年度	R5 年度
東濃4市（中津川市分）	333 件	409 件	1,334 件
中津川市（東濃4市分）	133 件	196 件	650 件

- ・施行期日 令和9年4月1日

5、中津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の変更について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、次のとおり郵便局に取り扱わせる事務を追加したいので、議会の議決を求める。

- ・個人番号カードの保有率が8割を超え、今後有効期限を迎える方が増加する見込みであり、市の窓口のみで対応することが困難となる。
- ・現在、電子証明書関連事務を委託している市内5か所の郵便局のうち、付知郵便局及び坂本郵便局の委託内容に、個人番号カードの交付関連事務を追加する。
- ・追加する事務
 - ①個人番号カードの交付申請に関する事務、券面記載事項変更事務、紛失届の受付、返納受付
 - ②個人番号カードの交付にあたり本市と郵便局の間でビデオ会議システムを使用して交付申請者の本人確認を行うための事務

6、訴えの提起について 【初日議決】

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、土地売買契約に基づく所有権移転登記手続を請求する訴えを提起するため、議会の議決を求める。

- ・相手方 土地名義人の相続人8名
- ・事件名 所有権移転登記手続請求事件
- ・事件の概要 中津川市は、中津川市立阿木高等学校用地として、昭和52年11月22日に土地の登記名義人（以下「甲」という。）と土地売買契約を締結し、797,072円で土地を取得したが、所有権移転登記が未完了のまま、平成5年9月に甲は死亡した。その後、令和8年4月に、甲の相続人8名（以下「乙」という。）の内1名から、「土地売買契約を締結したとはいえ、契約代金の支払いが完了したか不明な状況では、市に権利があるとは言えず、過去の土地売買契約書は、土地の売買を約束しただけ」と主張し、土地代金・借地料・慰謝料・損害賠償金等の請求があった。また、第三者への土地転売も仄めかしており、早急に対応しないと学校運営に支障が生じるため、所有権移転登記を具備するために、乙に対し土地売買契約に基づき本訴訟を提起する。

なお、乙が本件土地を第三者に処分し、当該第三者が市より先に本件土地の所有権移転登記を具備してしまった場合、訴訟において仮に市が乙に対して勝訴したとしても、市が当該第三者に対して、本件土地の所有権を対抗できなくなってしまう可能性があるため不動産仮処分命令（処分禁止の仮処分）の申立てを先行して行っている。

7、市道路線の認定について

中津542号線、苗木222号線、苗木223号線

- ・中津川542号線
本町後洞線（都市間連絡道路）整備事業により整備する道路の一部及び一般国道257号を市道として認定し、一貫した道路管理をする。
- ・苗木222号線、苗木223号線
一般県道苗木恵那線の道路改良に伴い、岐阜県から移管を受ける旧道部分を市道として認定し、一貫した道路管理をする。

8、市道路線の変更について

並松～狩宿線

- ・並松～狩宿線の道路改良に伴い、起点を変更し、一貫した道路管理をする。

9～18、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

- ・議案数 10議案
- ・指定施設数 11施設
- ・指定期間 令和9年4月1日～令和14年3月31日
(下表中※印の施設は、令和9年4月1日～令和12年3月31日)

議案	施設数	施設名	指定先
9	1	中津川市落合石畳マレットゴルフ場	落合石畳マレットゴルフ場管理運営委員会
10	2	中津川市苗木公民館	苗木地域まちづくり推進協議会
11	3	中津川市付知公民館	付知町まちづくり協議会
12	4	中津川市アートピア付知交芸プラザ ※	付知町まちづくり協議会
13	5	中津川市加子母温泉スタンド ※	夢を拓く会
14	6	椈の湖ふれあい村 ※	一般財団法人椈の湖ふれあい村
	7	椈の湖自然公園 ※	
15	8	福岡ローマン渓谷オートキャンプ場 ※	福岡ローマン渓谷オートキャンプ場組合
16	9	中津川市有機センターひるかわ ※	農事組合法人蛭川村有機堆肥生産組合
17	10	中津川市中の島公園ふれあい施設 ※	株式会社阿木レイクサイド
18	11	中津川市地域活性化センター ※	神坂まちづくり協議会

19、中津川市過疎地域持続的発展計画の変更について

- ・令和8年6月議会において議決された遠距離通学事業については、本計画の計画区域に含まれる事業であり追加する必要があるため、計画を変更する。
- ・また、今後見込まれる事業計画の見直しを行ったことに伴い、計画を変更する。
- ・計画区域 旧山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村の区域
- ・変更内容 中津川市過疎地域持続的発展計画書に、計画区域における地域の持続的発展に資する具体的な事業を加える。

(補正予算)

- 1、令和8年度中津川市一般会計補正予算（第4号）【初日議決】
- 2、令和8年度中津川市一般会計補正予算（第5号）
- 3、令和8年度中津川市介護保険事業会計補正予算（第1号）
- 4、令和8年度中津川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 5、令和8年度中津川市病院事業会計補正予算（第1号）

お問い合わせ先

総務部 総務課 文書行政係 担当者：花田
電話：0573-66-1111（内線 442）

